



# 花巻小学校いじめ防止基本方針

花巻市立花巻小学校

## I 基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめは、次のように定義されている。【いじめ防止対策推進法（平成 25 年度法律第 71 号）第二条より】  
この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行わなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、その他の関係者の連携のもと、総がかりでいじめの問題を克服することをめざして行わなければならない。

### 3 いじめの防止等に向けた方針

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは絶対に許されない行為であることを踏まえ、いじめられている子どもを最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした指導をしていく。

- (1) いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得ることを自覚し、未然防止、早期発見、早期解決を図る。
- (2) 授業や学校の教育活動全体の充実を図り、児童が自己のよさや可能性を伸ばすことができるようにする。
- (3) いじめを許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明するとともに、いじめ問題については、校長のリーダーシップのもとに組織的に対応する。
- (4) 児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、学校全体として児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (5) 児童が主体となっていじめのない学校づくりの意識を育むため、発達段階に応じていじめ防止等に取り組む児童中心の活動を指導、支援する。

### 4 目指す学校の姿

「いじめや差別を許さず、児童一人ひとりが楽しく安全に過ごすことのできる学校」

## Ⅱ いじめの防止等のための取組

### 1 いじめ防止基本方針の策定

本校では、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、岩手県や花巻市のいじめ防止基本方針に基づき、「花巻小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止等の対策を実行的に行うために、いじめ防止対策委員会を設置する。既存の生徒指導委員会を活用して設置し、構成員は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年長、養護教諭とし、その他、必要に応じて当該担任や外部の専門家を加える。

いじめ防止対策委員会は、児童の問題行動に係る情報の共有、いじめ防止等に係る取組方針の立案等のために定期的に打合せを行う。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対応を協議する等、学校が組織的にいじめの問題に取り組む中核となる役割を担う。

### 3 いじめ防止等のための取組

#### (1) いじめの未然防止

ア 人間一人ひとりにはよさや違い、可能性があることを、授業を中心に学校の教育活動全体を通して理解させる。

イ 自己有用感や自尊感情を育むために、児童一人ひとりが活躍し認められる場のある活動を、学校の教育活動全体を通して推進する。

ウ 道徳教育及び特別活動を中心とした全ての教育活動を通して、道徳心の醸成や集団づくりに努め、児童の規範意識と対人関係能力の素地を養う。

エ 月例の児童協議会や年2回の児童会総会の場等を活用して、児童自身がいじめの問題をどうとらえ、解決に向けてどう関わったらよいかを考えたり、主体的に取組を進めたりする力を育む。

オ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」を用いて、いじめの問題への取組を全教職員で点検する。年1回（3月）

カ 学級や学年、学校が児童の心の居場所となるように配慮しながら、児童に分かりやすい授業を心がけて基礎基本の定着を図るとともに、学習に対して児童が達成感・成就感をもてるように努める。

キ いじめの問題等に関する校内研修等を年間計画に位置づけて実施し、問題を抱える児童についての情報の共有と教職員の資質の向上を図る。

ア) 校内生徒指導研修会 年1回（8月）

イ) 校内生徒指導委員会 年2回（5月、11月）

ク いじめ防止等のための相談窓口を下記の通りとする。

ア) 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・全教職員

イ) 地域からのいじめ相談・・・副校長、生徒指導主事

ウ) インターネットによるいじめ相談・・・学校、花巻警察署

\* いじめ相談電話・・・019-623-7830

\* 24時間いじめ相談ダイヤル・・・0570-078310

ケ PTAや民生委員・児童委員等との各種会議等で定期的な情報交換を行う。

## (2) いじめの早期発見

- ア いじめや人間関係等の問題で悩む児童が相談しやすいように、日常の見守りと児童との信頼関係の構築に努める。
- イ 児童の表情や言動の変化、児童が発する危険信号を見逃さないように注意しながら、教職員間の情報交換を密にして、いじめの早期発見に努める。
- ウ いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。
  - ア) 学校生活アンケートと聞き取り調査（児童対象） 年2回（6月、11月）
  - イ) 心と体の健康観察（児童対象） 年1回（10月）
  - ウ) 期末個別面談（保護者） 年2回（7月、12月）

## (3) いじめを認知した場合の対応

- ア いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を迅速に行い、事実確認をする。
- イ いじめと認知した時から24時間以内をめどに、「いじめ防止対策委員会」を開催して対応を協議し、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割を分担して組織的に対処する。
- ウ 「いじめの定義」に基づき、以下の場合にはただちに教育委員会へ口頭で報告し、学校と教育委員会で対応を検討する。
  - ア) 重大事態に発展する可能性が予見される場合
  - イ) いじめにかかわる問題と認知してから、ある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
  - ウ) 当事者間や関係する児童の間で、指導及び対応に困難さが予見される場合
- エ 校長は、事実に基づき問題について児童や保護者に説明する機会をもつ。
- オ いじめている側の児童に毅然とした態度で指導にあたり、事実即して行為の善悪について理解させ、反省及び謝罪をさせる。
- カ 事案について、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断し、法を犯す行為については直ちに通報し協力を求める。
- キ 問題解決後もいじめの再発を防止するため、担任または生徒指導主事が中心となって、3ヶ月間はいじめられていた側の児童及び保護者に対してアンケートや面談を定期的に行う。また、いじめていた側の児童への指導とその保護者への助言も継続的に行う。

## (4) その他

- ア 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を受けて、毎年6月1日を「いじめ防止啓発の日」とし、いじめを防止するための取組を行う。
- イ 学校評価の中にいじめ防止等のための次の項目を入れて評価し、いじめ防止対策の見直しと充実を図る。
  - ・いじめの未然防止にかかわる取組に関すること。
  - ・いじめの早期発見にかかわる取組に関すること。
- ウ 重大事態に対しては、いじめられている児童の生命及び安全の確保を最優先として迅速に対応する。

### Ⅲ 重大事態への対応

#### 1 重大事態とは

重大事態とは、次のような事態をいう。【いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第二十八条より】

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 2 重大事態への対応

重大事案が発生した場合は、速やかに花巻市教育委員会に報告する。

事案が重大事態であると判断した時は、速やかにいじめ防止対策委員会を機能させ、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図り公平・中立な調査を行なう。

#### 3 重大事案の調査

本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に資するために行なう。その際、客観的な事実関係を速やかに調査することとし、因果関係の特定については、慎重を期すこととする。

##### (1) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

ア いじめられた児童を守ることを最優先とし、調査を実施する。

イ 聞き取り調査に当たっては、いじめられた児童の事情や心情、状況等に合わせて十分に行い、継続的なケアや落ち着いた学校生活、学習が出来るように支援する。

ウ 明らかになった事実関係をもとに、いじめた児童への指導を行ない、いじめ行為を止める。

##### (2) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

ア 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

イ 当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行なう。

##### (3) 留意事項

ア 万一児童の自殺が起こった場合の調査については、亡くなった児童の尊厳を保持しながら、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。調査に当たっては「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成 26 年 7 月 1 日付文部科学省初等中等教育局長発 26 文科初第 416 号）を踏まえ、行うものとする。

イ 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮のうえ、事実を確認した内容のみ提供する。なお、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

##### (4) 調査結果の報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行なう。